様式第4号(第5条第3項関係)

広告物等表示(設置)変更許可証

第　　　　　号

　　年　　月　　日

年　　月　　日付けで申請のあった広告物等の表示(設置)の方法の変更については、鳥取県屋外広告物条例第4条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従前の許可事項 | 広告物等の種類 |  |
| 表示(設置)場所 | （地区区分：制限地域・禁止地域） |
| 表示面積 |  |
| 数量 |  |
| 許可年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 許可番号 |  |
| 許可期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 変更許可事項 | 変更の内容 | 1　屋外広告物の表示場所  2　屋外広告物の形状、色彩、意匠その他の表示の方法  3　掲出物件の設置場所  4　掲出物件の設置方法 |
| 変更概要 |  |

年　　　月　　　日

日南町長

教示

1　この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、日南町長に対して審査請求することができる。審査請求は、行政不服審査法第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又はこの処分があった日の翌日から起算して1年以内に日南町長に対してすることができる。

2　この処分の取り消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第11条の規定により、日南町を被告として(訴訟において日南町を代表する者は日南町長となる。)提起することができる。取消訴訟は、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内又はこの処分若しくは決裁の日から起算して1年以内にすることができる。

（不服申し立て先：　　　　　　　　　　　　　）